

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター監事監査規程

令和4年10月1日

規程第2号

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第4項及び地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター定款（以下「定款」という。）第8条第4項の規定に基づき監事が行う地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター（以下「法人」という。）の業務の監査（以下「監査」という。）に関しては、法令及び他に別段の定めがある場合を除き、この規程に定めるところによる。

(監査の対象)

第2条 監査は、法人の業務及び会計について行う。

(監査の種類)

第3条 監査の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 業務監査 業務が法令及び法人の運営方針に基づき適切に実施されているかを監査する。
- (2) 会計監査 会計業務が法令及び諸規程に基づき、会計基準に準拠して、適正に遂行されているか及び財産の管理が適正に行われているかを監査する。

(監査の区分)

第4条 監査の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 定期監査 監査計画に従い定期に実施する監査をいう。
- (2) 臨時監査 監事が必要と認めたときに臨時に行う監査をいう。

(監査の方法)

第5条 監査は、書面及び実地により行う。

(監査の内容)

第6条 監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 関係諸法令及び法人のその他の諸規程並びに法人の業務方法書に基づく業務の実施状況
- (2) 事業計画の実施状況
- (3) 組織及び制度全般の運営状況
- (4) 経営執行の効率化及び業務能率化の状況
- (5) 決算報告書及び財務諸表の適否
- (6) 資産の取得、管理及び処分の状況
- (7) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査計画)

第7条 監事は、毎年度当初に監査計画を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。

(監査の補助)

第8条 監事は、理事長の承認を得て、法人の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 前項に規定する職員は、監査業務において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(監査の実施通知)

第9条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査実施対象部署等の責任者に対し必要な事項を通知するものとする。

(書類の提出等)

第10条 監事は、監査の実施に当たり、必要な書類の提出及び資料の作成並びに事実関係の説明等を求めることができる。

2 監事は、前項の資料作成の要求に際しては、可能な限り既存資料の活用を図るように努めるものとする。

(監事の遵守事項)

第11条 監事は、監査を実施するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

2 監事は、監査業務において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 監事は、被監査部署等に対して直接指揮命令してはならない。

4 監事は、理事会その他重要な会議に積極的に出席するものとする。

(役員及び職員の協力義務)

第12条 役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員は、監査の円滑な実施に積極的に協力しなければならない。

(役員及び職員の報告義務)

第13条 役員及び職員は、法第15条の3の規定に基づき、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(監査結果報告書の作成)

第 14 条 監事は、監査結果に基づいて監査結果報告書を作成し、1 ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

2 監事は、必要があると認めるときは、前項の報告書に意見を付すことができる。

(改善措置等)

第 15 条 理事長は、前条の監査結果報告書に指摘事項があるときは、速やかに是正又は改善措置を講じ、その結果を監事に通知しなければならない。

(市長への意見の提出)

第 16 条 監事は、法第 13 条第 9 項及び定款第 8 条第 5 項の規定に基づき、泉佐野市長に意見を提出するときは、理事長にその旨を通知するものとする。

(補則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事はその都度定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。